



2018年11月9日

各 位

会 社 名 株式会社第四北越フィナンシャルグループ
代表者名 代表取締役社長 並木 富士雄
(コード番号: 7327 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画部長 柴田 憲
電 話 番 号 (025) 224-7111 (大代表)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

株式会社 第四北越フィナンシャルグループ（代表取締役社長：並木 富士雄、以下「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社並びに当社の子会社である株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）並びに株式会社第四銀行の執行役員に対し、以下のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社、株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行の取締役並びに株式会社第四銀行の執行役員の報酬と、当社グループの業績及び株主利益の連動性を一層高めることにより、中長期にわたる株主価値向上の経営意識を高めていくことを目的として、新株予約権を次の要領により発行するものであります。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称

株式会社第四北越フィナンシャルグループ第16回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は10株とする。

なお、付与株式数は、下記6.に定める新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の総数

8,276 個とする。

上記の総数は割当予定数であり、申込みの数が割当予定数に満たない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

4. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

対象者	人数	新株予約権数
当社取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	8名	227 個
株式会社第四銀行取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	8名	4,044 個
株式会社第四銀行執行役員	8名	2,120 個
株式会社北越銀行取締役 (社外取締役を除く。)	11名	1,885 個
合計	35名	8,276 個

(注) 上記表の人数の合計は35名であるが、当社の取締役及び株式会社第四銀行又は株式会社北越銀行の取締役と兼務するものも含んでいることから、実人数は27名である。

5. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の②ないし⑦の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

- ① 1株当たりのオプション価格（C）
- ② 株価（S）：2018年12月6日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格（X）：1円
- ④ 予想残存期間（t）：2年6ヶ月
- ⑤ ボラティリティ（σ）：2年6ヶ月（2016年6月7日から2018年12月6日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
なお本評価においては、当社普通株式が東京証券取引所に上場してからの期間が短いため、当社と類似性の高い企業を選定のうえ、ボラティリティの算出に必要な情報量を補い算定する。
- ⑥ 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り（λ）：1株当たりの配当金（2019年3月の予想配当金をもとに算出）÷上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数（N(.)）

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、当社と新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定めるところにより、当社の取締役については、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と相殺するものとし、株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行の取締役並びに株式会社第四銀行の執行役員については、当該払込金額を金銭により払い込むものとする。

6. 新株予約権を割り当てる日

2018年12月7日

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

8. 新株予約権を行使することができる期間

2018年12月8日から2048年12月7日まで

9. 謹渡による新株予約権の取得の制限

謹渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

10. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社、株式会社第四銀行又は株式会社北越銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社、株式会社第四銀行又は株式会社北越銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位にある場合においても、2047年12月8日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、当社取締役会が認める相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定める条件による。
- ③ 上記①、②に関わらず、新株予約権者及び当社取締役会が承継を認める相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記13.に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑤ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

11. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

13. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸收分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸收合併につき吸收合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸收分割につき吸收分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

⑦ 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件

上記「11. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

14. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上